

学校感染症インフルエンザに関わる出席停止について

インフルエンザに感染した場合は、出席停止となります。突発的に発症するインフルエンザの対応として、事前に出席停止の通知を全家庭に配付いたします。

インフルエンザの出席停止期間

学校感染症とその出席停止期間の基準は、学校保健安全法により『**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで**』と定められており、罹患した際には**出席停止**となります。（欠席となりません）

この措置は、生徒本人の安静と早期回復、また、他の生徒への感染を防ぐためのものですので、十分体を休め療養をさせてください。なお、停止期間を過ぎ全身状態が良好になりましたら（再受診の必要なし）、登校届に保護者が記入し、登校の際生徒に持たせてください。但し、「医師より再受診の指示がでている場合」や、「咳が激しく出る。」「平熱になっても、さっぱりしない。」「熱の下がりが悪い。」等、気になる様子がある場合は、再受診をして医師にご相談ください。

ー『登校届』についてー

***別紙の「登校届」は、保護者の方が記入してください。（記入例を参考にしてください。）**

医師の証明書や診断書は必要ありません。）

***保護者の責任において、出席停止期間が過ぎるまで、ご家庭でお子さんの経過を見てください。**

【記入上の注意点】

- ① 発症日を確認してください。
（発症日の確定が、停止期間に関わるので、受診時必ず医師と確認してください。）
- ② 「登校届」の記入を開始してください。
- ③ 発症後5日経つまで休養してください。（発症日を0日として、その後5日経つまで）
- ④ 発症後5日経った時に、解熱後2日経過していれば、翌日から登校できます。
解熱後2日を経過していない場合は、休む日が延びます。
○解熱後2日とは、平熱になった日を0日として、その後平熱で2日経つまで。
○「1日のうちで平熱になる時もある。」「夜熱がある。」という日は、平熱としません。